新型コロナウイルスワクチン接種に関する要望について

　大阪府内においては、新型コロナウイルス感染症が、第二波、第三波を大きく上回る速度で急拡大し、急激な重症者の増加により医療提供体制は非常にひっ迫しており、先般「緊急事態宣言」が発令されるなど、極めて厳しい状況が続いている。

このような中、社会経済活動の維持と感染の再拡大を防ぐため、引き続き、国や近隣府県との連携のもと、大阪府一体で感染予防対策に取り組んでいく必要がある。

そのため、既に高齢者向け接種が開始され、今後、本格的に実施されるワクチン接種について、実施主体となる地方自治体において円滑な接種事業の推進が図られるよう、国においては、下記の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

１．国の責任において、ワクチン供給量を十分確保するとともに、供給される量や供給時期について迅速に示すこと。その際、都市部における感染拡大や医療ひっ迫の状況等を踏まえ、少なくとも地域の人口に応じた供給量を確実に配分すること。

また、4月8日付け事務連絡で、医療従事者等向けワクチンについては、「第4弾出荷分をもって最後とする」旨、示されたところ。しかしながら、国が医療従事者等の対象を順次拡充したことや、4月1日採用者などに対応するため、当初の供給量を超えるワクチンが必要となることから、第4弾出荷分以降も医療従事者等向けワクチンを迅速かつ確実に供給すること。

２．現在、ファイザー社製ワクチンが供給されているが、今後、複数のワクチン供給が可能になり、ワクチンが混在する状況においては、取り扱いの違いなどによる混乱が懸念されることから、現場での接種が円滑に進むよう、対応指針を速やかに示すこと。

３．「ワクチン接種記録システム（VRS）」及び「ワクチン接種円滑化システム（V-SYS）」については、接種会場や医療機関における情報入力を基本としており、その確実な実施に向けて、日本医師会を通じた医療機関へのさらなる協力要請など、必要な措置を講じること。

４．新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の上限額については、VRSに対応するためのシステム改修費用等も含め、接種体制の整備に係る費用に地方の負担が生じないよう、引き続き、地方自治体の意見を踏まえ、国の責任において、令和3年度中の財政措置の全体像を市町村に明確に示すことも含め、必要な財政措置を講じること。

５．住民票所在地以外の市町村での接種における届出（住所地外接種の届出）について、接種対象者数の把握に一定必要ではあるが、ワクチンが十分に確保されれば、大きな問題は起きないと考えられることから、住民や市町村の負担を軽減する観点から、簡素化あるいは廃止を検討すること。

令和３年４月２８日

厚 生 労 働 大 臣

田 　村　　憲　 久　　様

大阪府　　　　　知事　吉　村　洋　文

大阪府市長会　　会長　澤　井　宏　文

大阪府町村長会　会長　田　代　　　堯

新型コロナウイルスワクチン接種に関する要望について

大阪府内においては、新型コロナウイルス感染症が、第二波、第三波を大きく上回る速度で急拡大し、急激な重症者の増加により医療提供体制は非常にひっ迫しており、先般「緊急事態宣言」が発令されるなど、極めて厳しい状況が続いている。

このような中、社会経済活動の維持と感染の再拡大を防ぐため、引き続き、国や近隣府県との連携のもと、大阪府一体で感染予防対策に取り組んでいく必要がある。

そのため、既に高齢者向け接種が開始され、今後、本格的に実施されるワクチン接種について、実施主体となる地方自治体において円滑な接種事業の推進が図られるよう、国においては、下記の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

１．国の責任において、ワクチン供給量を十分確保するとともに、供給される量や供給時期について迅速に示すこと。その際、都市部における感染拡大や医療ひっ迫の状況等を踏まえ、少なくとも地域の人口に応じた供給量を確実に配分すること。

また、4月8日付け事務連絡で、医療従事者等向けワクチンについては、「第4弾出荷分をもって最後とする」旨、示されたところ。しかしながら、国が医療従事者等の対象を順次拡充したことや、4月1日採用者などに対応するため、当初の供給量を超えるワクチンが必要となることから、第4弾出荷分以降も医療従事者等向けワクチンを迅速かつ確実に供給すること。

２．現在、ファイザー社製ワクチンが供給されているが、今後、複数のワクチン供給が可能になり、ワクチンが混在する状況においては、取り扱いの違いなどによる混乱が懸念されることから、現場での接種が円滑に進むよう、対応指針を速やかに示すこと。

３．「ワクチン接種記録システム（VRS）」及び「ワクチン接種円滑化システム（V-SYS）」については、接種会場や医療機関における情報入力を基本としており、その確実な実施に向けて、日本医師会を通じた医療機関へのさらなる協力要請など、必要な措置を講じること。

４．新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の上限額については、VRSに対応するためのシステム改修費用等も含め、接種体制の整備に係る費用に地方の負担が生じないよう、引き続き、地方自治体の意見を踏まえ、国の責任において、令和3年度中の財政措置の全体像を市町村に明確に示すことも含め、必要な財政措置を講じること。

５．住民票所在地以外の市町村での接種における届出（住所地外接種の届出）について、接種対象者数の把握に一定必要ではあるが、ワクチンが十分に確保されれば、大きな問題は起きないと考えられることから、住民や市町村の負担を軽減する観点から、簡素化あるいは廃止を検討すること。

令和３年４月２８日

行政改革担当大臣

国家公務員制度担当大臣

内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策・規制改革）

河 　野　　太　 郎　　様

大阪府　　　　　知事　吉　村　洋　文

大阪府市長会　　会長　澤　井　宏　文

大阪府町村長会　会長　田　代　　　堯